

周辺より放射線量の高い箇所への対応方針

平成 23 年 1 1 月

1. 基本的な考え方

本市では、平成 23 年 3 月 11 日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対し、放射線量に対する市民の関心・不安が高まっていることから、6 月から市内の小・中学校・幼稚園・保育所等及び駅前広場において、毎日地表 5 cm、50 cm、1m の地点において空間放射線量の定点測定を実施しております。

その結果、現在のところ市内における空間放射線量は、毎時 0.04~0.22 マイクロシーベルトの範囲にあり、年間の追加被ばく線量は 1 ミリシーベルト未満であり、日常生活に支障のない値となっております。

しかし、他市において放射線量の比較的高い箇所（いわゆるミニホットスポット）が確認され、その対応が問題となっております。

今般、文部科学省等より、「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」及び「放射線測定に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が平成 23 年 10 月 21 日付けで示されたことから、このガイドラインに基づき現在実施している定点測定のほか、利用する頻度が高い公共施設等について重点的に放射線量の測定と除染を行います。

なお、牡鹿半島のコバルトライン付近の山林から、文部科学省による航空機モニタリングの調査により、毎時 0.23 マイクロシーベルトを上回る放射線量が計測されておりますことから、この地域を放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定し重点的に調査測定が行われる予定であります。

2. 測定場所（120ヶ所程度）

小学校 34 校、中学校 17 校、市立幼稚園 4 園、市立保育所 24 ヶ所、市立高校 2 校、私立幼稚園 8 園、私立保育園 10 園、公共施設 21 ヶ所

3. 測定方法

各施設共通の測定地点のほか周辺より放射線量の高い箇所（雨樋の下、雨水が集中する箇所、樹木の周りなど）を測定します。

4. 除染の基準

「周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」及び「放射線測定に関するガイドライン」では、除染基準を地表から 1m 高さの空間線量率が周辺より毎時 1 マイクロシーベルト以上の数値が測定された場合としておりますが、石巻市においては子どもが多く利用する施設であることを考慮し、地表から 50 cm 高さの空間線量率が周辺より毎時 1 マイクロシーベルト以上高い数値が測定された場合とします。

一方、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上、1 マイクロシーベルト未満の地点については、当面要監視場所としてマーカー等による注意喚起を行い、管理者等へ周知します。

5. 除染方法

除染についてはガイドラインに準拠した方法で実施します。

原則としてそれぞれの施設管理者等の協力により実施します。

6. 実施状況の公表

放射線量の測定結果及び除染作業の実施状況については、ホームページ、市報等により随時公表します。